

○旭市電子入札実施要綱

平成21年12月28日

告示第217号

改正 平成23年8月15日告示第111号

平成27年9月3日告示第174号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事、製造の請負、測量、調査及び設計等の業務委託並びに物品の購入及び物件の借入れに係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他の法令及び旭市財務規則（平成17年旭市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「電子入札」とは、ちば電子調達システム（以下「電子入札システム」という。）を使用する入札をいう。

(入札等)

第3条 入札参加者は、設計図書、仕様書、図面（以下「設計図書等」という。）、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、入札参加者は、設計図書等に係る疑義に関し、市長に説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は通知に示した日時（以下「入札書受付締切日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、市に入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（年間委任状にある受任者をいう。）とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札の前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第4条 入札参加者が入札を辞退するときは、入札書受付締切日時までに電子入札システムにより辞退届を作成し、電子入札システムにより市長に提出するものとする。

2 市長は、入札を辞退した者に対し、当該辞退を理由として以後の指名等に関し不利な取扱いをしてはならない。

(未入札)

第5条 入札参加者が入札書受付締切日時までに入札を行わなかったときは、市長は、これを未入札として取り扱うものとする。

(入札の取止め等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、市長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

2 電子入札システムの障害等により入札の執行ができないことが判明したときは、市長は、入札の執行の延期又は通常の入札への移行等、当該入札の変更を行うものとする。

3 市長は、指名競争入札において入札参加者が1の者であるときは、特別な事情がない限り当該入札を取り止めるものとする。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 同一人がした2以上の入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札(入札保証金免除の場合を除く。)

(4) 必要事項を欠く入札

(5) 明らかに連合であると認められる入札

(6) 電子認証書を不正に使用した入札

(7) 見積内訳書を提出することが条件の入札の場合において、見積内訳書の提出がない入札又は見積内訳書に重大かつ明白な不備がある入札

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第8条 市長は、次の各号に掲げる入札の区分により、当該各号に掲げる者を落札者(事後審査方式の一般競争入札においては、落札候補者。次条において同じ。)として決定する。

(1) 最低制限価格を設けている入札 最低制限価格から予定価格までの範囲内で最低の価格をもって入札をした者

(2) 前号以外の入札 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者

(同価格の入札者が2以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、市長は、直ちに電子入札システムにより電子くじを行い、落札者を決定するものとする。

(再度入札)

第10条 予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、市長は、直ちに電子入札システムによる再度入札を行うものとする。

2 再度入札の回数は、原則として1回とする。

3 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加した者であって最低制限価格を下回らない価格をもって入札をしたものとする。ただし、初度の入札において無効となった者は、再度入札に参加することができない。

(落札候補者の資格審査、落札決定等)

第11条 落札候補者は、入札参加資格審査申請書及び当該入札公告で示された書類（以下「資格審査申請書等」という。）を、提出を指示された日を含めて2日以内（閉庁日を除く。以下日数の積算について同じ。）に市長に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

2 落札候補者が提出期限までに資格審査申請書等を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、市長は、当該落札候補者がした入札を無効とし、次順位候補者を落札候補者として資格審査申請書等の提出を求めるものとする。

3 入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から3日以内に、書面により市長にその理由の説明を求めることができる。

4 前項の規定により説明を求められたときは、市長は、説明を求めることができる期限の日から起算して3日以内に書面により回答するものとする。

5 資格審査申請書等を提出した落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを確認したときは、市長は、当該候補者を落札者として決定するものとする。この場合において、その他の入札者の資格確認は行わないものとする。

(入札の不調)

第12条 入札の結果、落札者若しくは落札候補者がいないとき又は入札参加者がいないときは、入札を不調とするものとする。

(契約等)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に市長と契約（議会の議決に付すべき契約に係る仮契約を含む。次項において同じ。）を締結しなければならない。

2 落札者が前項に規定する契約を締結しないときは、当該落札はその効力を失うものとする。

(契約保証金)

第14条 落札者は、契約の締結に際し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、落札者が旭市財務規則第148条第2項又は第3項の規定に該当するときは、その事実を確認することができる書類の提出をもって契約保証金の全額又は一部の免除を受けることができる。

(異議申立ての禁止)

第15条 入札参加者は、入札後、この要綱、設計図書等についての疑義又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(電磁的記録の使用)

第16条 この要綱に規定する公告、通知、設計図書等は、電磁的記録の使用によって行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年8月15日告示第111号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 3 日告示第 174 号）  
この告示は、公示の日から施行する。